

平成30年11月21日

各 関係障害者支援施設運営事業者代表者 様
各 関係障害福祉サービス事業所運営事業者代表者 様

名古屋市健康福祉局
障害福祉部障害者支援課長

食材・食品の賞味期限等の確認の徹底について（依頼）

日頃は、本市の障害福祉行政に多大なるご理解とご協力をいただき、心からお礼を申し上げます。

さて、名古屋市重症心身障害児者施設において、11月16日（金）の朝食で賞味期限切れの食品が提供されたことが判明しました。

各施設・事業所におかれましては、下記についてご留意のうえ、より一層安全な食事の提供に努めていただきますようお願いいたします。

記

- 1 納品された食材・食品の賞味期限・消費期限（以下「賞味期限等」という。）を確認する
- 2 調味料・乾物など納品後すぐに使用しない食材・食品は、調理時に賞味期限等を確認する
- 3 開封せずに提供する個包装の食材・食品は、提供前に賞味期限等を確認する
- 4 寄贈の食材・食品についても、賞味期限等を確認する
- 5 賞味期限等が過ぎた食材・食品は速やかに廃棄する
- 6 給食業務を委託により実施している場合には、1～5の項目について、委託業者へ周知徹底する

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市健康福祉局障害福祉部

障害者支援課設事業係 森 鈴木

電話 052-972-2560 FAX 052-972-4149